

8-4

配当・利子・分配金の源泉徴収口座への受入れ

源泉徴収口座に設定される特定上場株式配当等勘定において「上場株式等」（公募株式投資信託、特定公社債、公募公社債投資信託などを含む。詳しくは□76ページ参照）の配当・利子・分配金（以下、配当金）を受け入れることができます。ただし、大口株主が受ける配当等に

ついては、源泉徴収口座に受け入れることができません。

源泉徴収口座を開設している投資家であれば、同一の証券会社の営業所の一般口座で管理されている上場株式等の配当等についても、原則として、源泉徴収口座に受け入れることができます。

●上場株式等の配当・利子・分配金の源泉徴収口座での受け取り

	源泉徴収口座での受け取り
国内上場株式 ^{※1} の配当 (ETF・REITの分配金を含む)	株式数比例配分方式に限り○
国内公募株式投資信託の普通分配金 外国公募株式投資信託の分配金	○
株式ミニ投資・るいとう・外国株式の配当	○
特定公社債の利子	○ ^{※2}
公募公社債投資信託の分配金	○ ^{※2}

※1 国内上場外国株式を含みます。

※2 平成28年1月1日以後。

配当等を源泉徴収口座に受け入れるための手続き

上場株式等の配当・利子・分配金（詳しくは上記図表を参照）を源泉徴収口座に受け入れるためには、投資家は、まず、証券会社などとの間で、**上場株式配当等受領委任契約**を締結し、**源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書**を提出する必要があります。

この源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書は、源泉徴収口座に受入れようとする上場株式等の配当等の支払確定日

までに提出しなければなりません。

国内上場株式の配当（REIT・ETFの分配金を含む）を源泉徴収口座に受け入れるには、これに加え、配当の受取方法について、**株式数比例配分方式**を選択する必要があります。

株式数比例配分方式とは、上場株式の配当を、証券会社の取引口座の株式数（配当基準日現在の株式数）に応じて、証券会社を通じて受け取る方法です。

この方式を選択した場合は、保有する国内上場株式の配当はすべてこの方式で受け取るようになります。

ただし、保有する上場株式の一部を**特別口座**^(注)に預けている場合等、株式数比例配分方式を選択することができない

場合があります。

したがって、株式数比例配分方式を選択するためには、特別口座に預けている上場株式を証券会社の取引口座に振り替え、特別口座を閉鎖する手続き等を行う必要があります。

配当等の受け入れをやめるための手続き

源泉徴収口座において上場株式等の配当・利子・分配金（詳しくは□前ページ図表を参照）の受け入れをやめたい場合には、証券会社に対して**源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書**（以下、終了届出書）を提出する必要があります。

終了届出書の提出日以後に支払いが確定する上場株式の配当や公募株式投資信託の収益分配金から、受け入れをやめることができます。

したがって、終了届出書の提出前に支払が確定した上場株式等の配当等については、源泉徴収口座で受け入れることになります。

ただし、上場株式等の銘柄ごとに配当

等について源泉徴収口座へ受け入れる、あるいは、受け入れないかを選択することはできません。

源泉徴収口座に特定公社債の利子等を受け入れる場合は、これらもまとめて選択をします。

なお、終了届出書を証券会社に提出した場合でも、特定口座を廃止しない限り、当該特定口座における上場株式等の譲渡所得等の計算は引き続き行えます。

この点についても、証券会社などによって取扱いが異なる場合がありますので、くわしくは証券会社にお問い合わせください。

上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等との損益通算

源泉徴収口座において上場株式等の譲渡損失がある場合には、上場株式等の配当等との損益通算が行われます。投資家は原則として確定申告を行わなくても、証券会社が損益通算を適用して納税額の計算および納付を行います。

損益通算は、年末時点で譲渡損益（解約・償還損益を含む）が確定した後に行われます。年の中途に、上場株式等の配当等の受け入れを終了した場合も、同様に年末時点の譲渡損益確定後に行われます。

(注) 特別口座は、株券電子化の際に、ほふり（証券保管振替機構）に預託されていない株式の権利を保全するために信託銀行などに開

設された口座です。特別口座に入っている株式はそのままでは譲渡できず、証券会社などの取引口座に移す手続きが必要です。